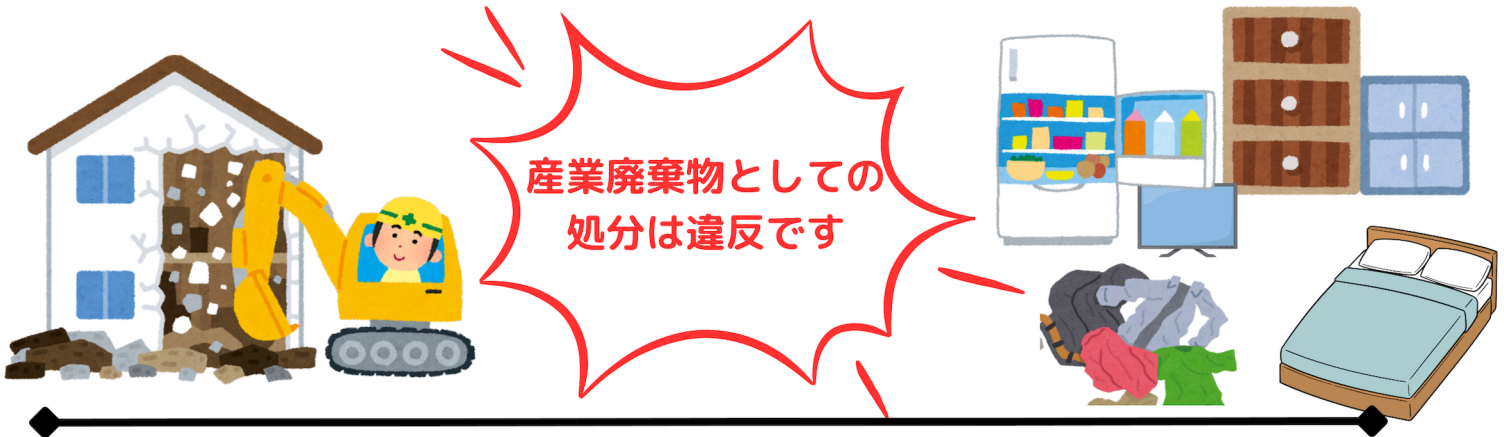


ご存じですか？

町内の一般家庭の建築物の解体・リフォーム工事を行う際に残された廃棄物（以下「残置物」とする。）は一般廃棄物です。

残置物とは家具、家電、布団、ベッド、衣類などお住まいの方の残されたごみのことです。



事業所のごみ（飲食店、小売店、事務所、病院、工場、福祉施設など）は宇治田原町の収集車で回収できません

事業系ごみ

少量であっても家庭ごみの集積所に排出すると違反です。

（一般廃棄物）
事業所からでる
紙屑、たばこの吸い殻、
厨房くずなど

（産業廃棄物）
事業所からでる
プラスチック、ガラスくず、
金属くず、蛍光管など

廃棄物処理法

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、またはその併科に処せられます。

一般廃棄物の収集運搬は宇治田原町の許可業者に

お任せください。



0774-88-2172

（有）アクトムラカミ 宇治田原町 許可番号 第03号

宇治田原町大字荒木小字東出73番地